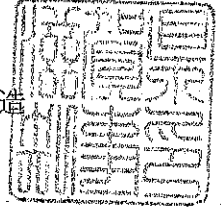


滋 県 情 第 5 3 6 号
令和 4 年 (2022 年) 6 月 15 日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会 長 様

滋賀県知事 三日月 大造



デジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正に伴う滋賀県個人情報
保護条例等の見直しについて

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会第 3 条第 8 号の規定により、個人情報保護条例の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

(意見を求める理由)

令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 37 号) において、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) の改正に伴い、地方公共団体の個人情報制度についても全国的な共通ルールが適用され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。このことから、現行の滋賀県個人情報保護条例の見直しおよび滋賀県情報公開条例との整合性を含めて検討する必要があると考えられます。

つきましては、当該内容について、貴審議会の意見を求めるものです。

個人情報保護法改正に係る審議会における検討について

1 個人情報保護法の改正による条例の見直し等について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

このことにより、県の個人情報保護制度に係る根拠規定が、令和5年4月1日に、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）から改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）に変更されることとなる。

これまで、県の個人情報保護制度の見直しを行う際は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成31年滋賀県条例第5号。以下「審議会条例」という。）第3条第8号の規定に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に意見を出してもらい、当該意見を踏まえて条例改正等を行ってきたことから、制度改正による関係条例の見直しについても検討していただきたい。

2 審議会による検討について

(1) 主な検討事項

ア 開示請求に係る手数料（改正法第89条第2項）

開示手数料について、国は情報公開法に基づく公開請求同様、1件につき300円（オンラインで請求する場合は200円）を徴収しており、滋賀県では条例第27条により写しの交付に要する費用のみを徴収している（閲覧のみの場合は無料）。

現在、開示手数料の徴収がなく、情報公開条例における公開請求においても手数料を徴収していないことから、改正法施行後も現行どおり写しの交付に要する費用の同額を実費または手数料において徴収したいと考えている。なお、手数料とする場合は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）に規定する必要がある。

イ 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿の作成（改正法第75条）

個人情報ファイル簿は、改正法第75条第1項の規定に基づき本人の数が1,000人を超える場合には作成・公表することが義務となり、条例第12条に規定する個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）とは作成範囲等が異なる。改正法第75条第5項においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定されたことから、登録簿の存廃や個人情報ファイル簿の拡充等の要否について検討する必要がある。

個人情報ファイル簿については、作成・公表が義務となる部分があり、登録簿と併存する場合が考えられる。しかし、これらの制度は本人が自己に関する個人情報の利用実態等

を明確に認識することができるようにすることを目的としていることからできる限りわかりやすい制度運用とするため本人の数に限らず登録簿制度を廃止した上で個人情報ファイル簿に統一したいと考えている。

ウ 開示義務に係る情報公開条例との整合性の確保（改正法第 78 条第 1 項および第 2 項）

情報公開条例との整合性を確保するため、情報公開条例の規定により開示または不開示とされている情報は、条例で定めることにより開示情報または不開示情報とすることができる。

情報公開条例に記述があつて法律にない情報の例としては、「法令秘情報」（情報公開条例第 6 条第 4 号）が、改正法では不開示と明示されていないが情報公開条例では非公開とされており、検討が必要である。このことについて、個人情報保護委員会は、多くの条例で定められている法令秘の非公開事由は通常、改正法第 78 条第 1 項各号に規定する不開示情報に該当すると考えられるとしている。なお、情報公開条例の規定を改正法に合わせていくことも考えられる。

しかし、個人情報の開示請求においては、法令等の規定により開示できないこととされている主体が開示請求をした場合、例外規定がないことから一律に不開示となる懸念がある。また、条例制定時から不開示情報として法令秘情報はあったものの当該規定の制定にあたって一律に不開示となる影響について特段議論された形跡は確認できなかった。その他、不開示情報としての法令秘情報を改正法同様廃止することによる影響はないと考えられることから当該情報は他の不開示情報を適用することで対応したいと考えている。

エ 開示決定等の期限（改正法第 83 条および第 84 条）

開示決定までの期限について、条例では初日不算入の 15 日以内としているが、改正法の規定では 30 日以内となる。

なお、延長が可能な日数は、条例、改正法とも 30 日である。

開示等の手続に関する事項については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされているが、期限を改正法より長い期間とすることは許容されないとされている。

改正法が 30 日以内とされていることから、同法に合わせた上で決定期限を現行どおり 15 日に努める運用にしたいと考えている。

(2) 情報公開条例との整合性

条例に規定する保有個人情報の開示請求の手続等については、情報公開請求の手続等と整合を図っている。

制度改正に伴い、改正法による保有個人情報の開示請求の手続等と公文書の情報公開請求の手続等の整合性を確保するため規定を改める必要がある場合は、情報公開条例を改正する必要があるため、その可否を検討することとする。なお、改正の検討を行う可能性があるものとしては、公開決定等の期限、情報公開請求に係る手数料の徴収等がある。

情報公開条例との整合性については、条例の見直しの内容によって御議論いただく内容が変わるため次回の審議の対象とさせていただきたい。

※「地方公共団体等行政文書」について

条例第2条第3号において、公文書とは情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいうとされているが、改正法第60条第1項において「地方公共団体等行政文書」の定義が規定された。今後、政令に「地方公共団体等行政文書」から例外的に除外されるものが規定される予定となっており、その内容を精査する必要がある。

なお、見込みとしては、情報公開条例第2条第2項の「公文書」とほぼ同義となる予定である。

3 その他の改正法と条例の主な異同

(1) 個人情報の定義

条例第2条第1号アは、個人情報について、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとしているが、改正法では、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされている。

(2) 要配慮個人情報の定義規定の創設（改正法第60条）

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

滋賀県においては、要配慮個人情報の定義規定はなく、条例第6条第2項で原則取得が禁止されている個人情報（いわゆるセンシティブ情報）として定めているが、改正法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義とほぼ同じである。このため、条例第6条第2項を引用する滋賀県個人情報保護条例施行規則（平成29年滋賀県規則第49号）第4条は削除されると考えられる。

(3) 対象となる機関

条例は、実施機関に議会を含むが、改正法では、対象となる「地方公共団体の機関」に議会は原則として含まれない。※議会で対応を検討中

なお、地方公共団体の機関のうち病院および診療所ならびに大学の運営を行うもの、地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、病院事業の経営ならびに大学等の設置および管理等を目的とするもの（県立大学や病院事業庁が運営する総合病院等）の業務については、個人情報等の取扱いに関して、民間の個人情報取扱事業者と同様の規定（第4章）を適用することが基本とされた。ただし、個人情報ファイル、開示等および行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される。

(4) 利用目的の明示

条例は、第5条において、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するた

め必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない旨規定しているが、特定した利用目的を明示しなければならない等の規定はない。

一方、改正法では、第 62 条で、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない旨規定しているほか、開示決定等の際には開示する保有個人情報の利用目的を書面で通知する必要があるなど、利用目的を本人に明示する旨の規定が存在している。

(5) 個人情報の取得、利用および提供の制限

改正法で条例に委任された事項以外で改正法に規定がなく、かつ、条例で定めている保護措置について、改正法においては、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされているほか、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことから、改正法に合わせた取扱いになると考えられる（ただし、単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられるとされている）。

ア 取得の制限

条例第 6 条第 1 項は、個人情報を取得するときは、原則として本人から取得しなければならないと規定しているが、改正法には同様の規定がない（条例第 6 条第 2 項に規定するセンシティブ情報（要配慮個人情報）の取得の制限も同様）。

このことについて、個人情報保護委員会は、多くの条例で定められている取得制限は、個人情報の保有の制限等について定めた改正法第 61 条等を適切に運用することで同様の結果が得られるものであるから、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では必要な保護水準を確保しているとしている。

イ 利用および提供の制限

条例第 8 条第 1 項は、同項第 1 号から第 9 号までに掲げる場合を除き、利用目的以外の目的のために利用し、または実施機関以外のものへ提供してはならないと規定している。

同項第 1 号から第 8 号までの例外規定は、改正法第 69 条第 1 項から第 4 項までに当てはめることが可能であると考えられる。

条例第 8 条第 1 項第 9 号の「あらかじめ、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」との規定については、これに概ね対応する改正法第 69 条第 4 項は「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」と規定している。条例には「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に相当する規

定が存在せず、また、改正法には「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」について審議会の意見を聴く旨の規定がない。

ウ 電子計算機等の結合による提供の制限

条例第9条は、法令等の規定に基づくとき、および公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないと規定しているが、改正法では同様の規定はない。

(6) 漏えい等の報告等

改正法第68条第1項において、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（要配慮個人情報や不正利用により財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等、不正の目的をもって行われたおそれがある場合、本人の数が100人を超える場合等）は、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないこととされたほか、同条第2項において、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、原則として、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害またはそのおそれの有無およびその内容ならびにその他参考となる事項を通知しなければならないと規定されている。

(7) 開示請求等の手続（任意代理人による開示請求等や郵送による開示請求等）

改正法では、任意代理人による開示請求等、郵送やオンラインによる開示請求等が認められている。

なお、請求の受付を窓口のみに限定することは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められていない。

(8) 行政機関匿名加工情報制度の導入

改正法において、行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成することができる旨規定された。行政機関等匿名加工情報は、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部または一部（非公開情報を除く。）を加工して得られる匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。）であるが、現在、条例には相当する規定がないものである。また、行政機関等匿名加工情報に係る手数料（改正法第119条第2項および第4項）については、「条例で定めるところにより、（省略）政令で定める額を斟酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」とされている。

(9) 審査請求すべき行政庁の特例（改正法第107条第2項）

開示決定等についての審査請求については、条例で定めるところにより、審査請求をすべ

き行政庁を定めた行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

(10) 審議会への諮問案件（改正法第129条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとされている。ただし、条例では、本人からの取得の原則（条例第6条第1項第1号）、要配慮個人情報の取得制限（条例第6条第2項）、目的外利用・提供等の制限（条例第8条）の例外について諮問することができるとしているが、改正法ではこれらの内容について類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは法改正の趣旨に照らし許容されないとされている。

なお、改正法第105条第3項の規定により、開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき地方公共団体の機関は、行政不服審査法第81条第1項または第2項の機関に諮問しなければならないとされたことから、審議会条例を改正し、審議会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置付ける必要がある。

(11) 個人情報保護委員会との関係

個人情報保護委員会は、必要があると認めるときは、行政機関等における個人情報等の取扱い等について、資料の提出の要求および実地調査、指導および助言ならびに勧告をすることができるものとされた（第6章第2節第3款）ほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、個人情報保護法に基づいて、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供または技術的な助言を求めることができること（第166条）、地方公共団体の長は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨およびその内容を委員会に届け出なければならないこと（第167条）などが規定された。

4 今後の進め方

令和4年11月議会に上程予定であるため、9月上旬には、審議会から御意見をいただく必要がある。今後の進め方については、全体会で御審議いただくか、個人情報保護制度に係る改正が主であることから、個人情報保護部会に委任し御審議いただくかについてお伺いしたいと存じます。

【参考1】写しの作成に要する費用の額（個人情報取扱事務要領抜粋）

(7) 写しの作成に要する費用は、次の表に定める額とする。

ただし、外部委託によらなければ複写できないものについては、当該委託契約に定める額とする。

写しの種類	金額
複写機による写し（単色）	1枚につき 10円
録音カセットテープ	1巻につき 210円
ビデオカセットテープ	1巻につき 300円
フロッピーディスク	1枚につき 60円
光ディスク(CD-Rに限る。)	1枚につき 170円
上記以外のもの	作成に要する費用に相当する額

注 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合は、片面を1枚として計算する。

(4) 写しの送付に係る費用は、郵送料相当額（ただし、「本人限定受取郵便(特例型)もしくは簡易書留による送付に要する額）とする。

【参考2】登録簿および個人情報ファイル簿の記録項目の違い

登録簿	個人情報ファイル簿
登録担当機関	行政機関等の名称
登録番号・区分	—
登録年月日	—
事務の開始時期	—
事務の名称	個人情報ファイルの名称
事務の目的	個人情報ファイルの利用目的
対象者の範囲	記録範囲
事務を担当する機関	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
記録項目	記録項目 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（有無のみ）
主な取得先	記録情報の収集方法
処理形態	個人情報ファイルの種別
外部委託	—
経常的な利用または提供先	記録情報の経常的提供先
備考	備考
—	開示請求等を受理する組織の名称および所在地
—	訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等
—	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
—	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地
—	行政機関等匿名加工情報の概要
—	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地
—	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

<イメージ> 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		